

毛呂山町有料広告掲載等に関する実施要領

1 趣旨

この実施要領は、毛呂山町有料広告掲載等実施要綱（平成 20 年毛呂山町告示第 105 号）第 3 条の規定の運用について、必要事項を定めるものであり、広告掲載の可否はこの実施要領に基づいて判断することとする。

2 広告掲載に対する基本的な考え方

町の施設等へ掲載等をする広告は、町の公共性、中立性及びその品位を損なうものであってはならないため、広告の内容及び表現は、それにふさわしいものでなければならない。

3 規制業種または事業者等

次に掲げる業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種及び類似の業種
- (2) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で連鎖販売取引と規定される業種
- (3) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業に関するもの及び類似の業種
- (4) 法律に定めのない医業類似行為を行う業種
- (5) 投機的商品に関する業種
- (6) ギャンブルに関する業種
- (7) たばこに関する業種
- (8) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (9) 占い、運勢判断に関する業種
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続き中の事業者
- (12) 社会問題を起こしている業種又は事業者

4 掲載基準

次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

- (5) 土地又は建物の個別物件の売買又は賃貸に係る記載のあるもの
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 4 条に違反しているもの
- (8) 広告内容に対して、広告主が責任を果たすことができないおそれが強いもの
- (9) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

5 表示基準

表示内容については、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 当該広告に係る法令及び業界の自主規制による広告表示基準等を遵守すること
- (2) 町又は国等が推奨していると誤解させるような表現をしないこと
- (3) 広告であることを原則として明示すること
- (4) 広告主の名称、所在地及び連絡先を原則として明示すること
- (5) 肖像権及び著作権を侵害しないこと
- (6) 誇大な表現や射幸心をあおるような表現をしないこと

6 個別の基準

この実施要領に規定するもののほか、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。